

ID: 1

担当部署: 総務政策課

処分の概要	礼遇の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町名誉町民条例 第5条第1項		
例規番号	昭和40年条例第13号		
【基準】 第5条の規定による。 (礼遇の取消し) 第5条 名誉町民が本人の責に帰するような行為により、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めるときは、町長は、町議会の同意を経て、名誉町民であることを取り消すことができる。 2 前項によって名誉町民の資格を取り消された者は、その日からこの条例の規定によって与えられた礼遇を停止する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2

担当部署: 総務政策課

処分の概要	特別待遇の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町表彰条例 第9条		
例 規 番 号	昭和40年条例第14号		
【基準】			
第9条の規定による。 (特別待遇の停止)			
第9条 功労者が、次の各号の1に該当したときは、その間前条の待遇を停止する。			
(1) 成年被後見人及び被保佐人			
(2) 破産者にして復権を得ない者			
(3) その他町長において不適當と認める者			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務政策課

処分の概要	特別待遇の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町表彰条例 第10条		
例規番号	昭和40年条例第14号		
【基準】 第10条の規定による。 (特別待遇の取消し) 第10条 功労者が、次の各号の1に該当したときは、第8条の待遇を廃止する。 (1) 職務に因する犯罪により刑に処せられた者 (2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 6

担当部署: 総務政策課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町庁舎等管理規則 第7条第2項		
例規番号	平成20年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (許可条件等)</p> <p>第7条 町長は、前条の許可申請に許可を与える場合において、必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。</p> <p>2 町長は、前項の条件若しくは指示に違反するものがあるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可条件若しくは指示を変更し、又は許可を取消すことができる。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 総務政策課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町庁舎等管理規則 第10条		
例規番号	平成20年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (禁止及び退去命令)</p> <p>第10条 町長は、次の各号の1に該当すると認められる者(第4条及び第5条ただし書きの規定により、許可した者の行為を含む。)に対して、庁舎内の秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるとき、その行為を禁止し、又は庁舎から撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) この規則に違反する行為をしている者</p> <p>(2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み、又は持ち込もうとする者</p> <p>(3) 庁舎において、建物、立木、その他の施設を破壊し、損傷し、破損し、若しくはこれに落書し、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(4) 庁舎において、火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(5) 庁舎において、金銭、物品等の寄附の強要あるいは押売をしようとする者</p> <p>(6) 庁舎において、職務に関係のない文書、図画等を頒布し、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(7) 立入りを禁止した区域に立入り、又は立入ろうとする者</p> <p>(8) 職員に面会を強要する者及び乱暴な言動あるいは他人にけん悪の情を催させる行為をし、又はしようとする者</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 総務政策課

処分の概要	撤去又は搬出命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町庁舎等管理規則 第11条第1項		
例規番号	平成20年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (撤去又は搬出命令)</p> <p>第11条 町長は、次の各号の1に該当する者がある場合(第4条及び第5条ただし書きの規定により、許可した者の行為を含む。)には、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者に、その物の撤去又は庁舎外への搬出を命ずることができる。</p> <p>(1) 庁舎に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物、その他の危険物</p> <p>(2) 許可を受けずに庁舎に掲げられ、貼られ、若しくは持ち込まれた広告物、旗、のぼり、幕、プラカード、その他これらに類する物又は庁舎に持ち込まれた拡声器若しくは宣伝カー</p> <p>(3) 承認を受けずに庁舎において設置されたテント、その他これらに類する施設</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、庁舎に持ち込まれたもので、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすおそれがあると認められる物</p> <p>2 町長は、前項各号に掲げる物の所有者又は占有者が前項の命令に従わないとき、若しくはそのものが判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 危機管理課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町個人情報保護条例 第42条		
例規番号	平成15年条例第1号		
【基準】 第42条の規定による。 第42条 偽りその他不正の手段により、第15条第1項の決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務政策課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例 第1条		
例規番号	平成28年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第1条から第3条まで及び別表の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に基づく審査請求に係る提出書類等の写し等の交付事務(他の法律の規定において準用する場合を含む。)に係る手数料に関する事項について定めるものとする。 (手数料を徴収する事務)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 法第38条第1項の規定による提出書類等(法第29条第4項各号に掲げる書面又は法第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。)の写し(法第38条第1項に規定する電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付事務(以下この条において「第1号事務」という。)</p> <p>(2) 法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写し(同項に規定する電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付事務</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第258条第1項の規定により準用する第1号事務</p> <p>(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項の規定により準用する第1号事務</p> <p>(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項の規定により準用する第1号事務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法第38条第4項の規定又は前3号に掲げる法律の規定を準用する法律の規定により準用する第1号事務 (手数料の額)</p> <p>第3条 手数料の額は、別表に定める額とする。 別表(第3条関係)</p>			
区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの	用紙1枚(日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。)につき	白黒 10円
			カラー 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの	用紙1枚(A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。)につき	白黒 10円
			カラー 50円

備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成19年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用料)</p> <p>第4条 コミュニティバスを利用しようとする者は、1回利用するごとに200円の使用料を納めるものとする。</p> <p>2 使用料の割引については規則で定めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町防災センター設置条例 第8条第1項		
例規番号	平成29年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、第6条の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 防災活動に使用する必要があるとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (3) 使用者が偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。 (4) その他、施設等の管理上特に必要があるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が受けた損害については、町は、その責めを負わない。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町防災センター設置条例 第9条第1項		
例規番号	平成29年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 使用者が冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、町長が別に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、あらかじめ納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 危機管理課

処分の概要	勧告履行命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 第10条第2項		
例規番号	平成22年条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (勧告及び命令)</p> <p>第10条 町長は、第8条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うことを命じることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 総務政策課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	分担金及び使用料の逋脱行為等に対する過料に関する条例 第2条		
例規番号	昭和34年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。</p> <p>第2条 分担金及び使用料の徴収に関する手続に違背した者は、次項に定めるものを除くほか、5万円以下の過料を科する。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、分担金及び使用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第3条 前条の過料の額は、その情状により町長が定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 総務政策課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第3条		
例規番号	昭和34年条例第18号		
【基準】 第3条の規定による。 (督促手数料) 第3条 督促手数料は、督促状1通について80円とする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 総務政策課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第4条第1項		
例規番号	昭和34年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該税外収入金額が100円以上であるときは100円(100円未満の端数があるときは切り捨てる。)について年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の延滞金は、次の各号の1に該当する場合は徴収しない。</p> <p>(1) 延滞金が10円未満であるとき。</p> <p>(2) 滞納につきやむを得ない事情があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	木曾岬町行政財産目的外使用料条例 第6条
例規番号	平成20年条例第22号

【基準】

第5条、第6条及び別表の規定による。

(使用料の額)

第5条 行政財産の目的外使用の使用料(以下「使用料」という。)の年額は、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、同表によることができないものの使用料については、その都度、同表に準じて町長が定める。

2 前項の規定により使用料の額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 使用が別表に定める単位に満たないとき、又は別表に定める単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数をそれぞれ1単位とみなして計算する。

(2) 使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(使用料の徴収)

第6条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、使用料を年度ごとに前納するものとする。ただし、町長において特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

別表(第5条関係)

行政財産の目的外使用料

行政財産の種類	使用の区分	単位	使用料
土地	通路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合	1m ²	土地の課税標準額×4/100
	展示会、博覧会その他これらに類する催しのため使用する場合		
	電柱、電線、変圧器、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	木曾岬町道路占用料徴収条例(平成11年木曾岬町条例第10号)別表に定める額	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を設ける場合		
	自動販売機を設置する場合	1台	48,000円
建物	自動販売機を設置する場合	1台	72,000円

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 総務政策課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町行政財産目的外使用料条例 第10条		
例規番号	平成20年条例第22号		
【基準】 第10条の規定による。 (過料) 第10条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 住民課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	木曾岬町手数料徴収条例 第4条
例規番号	平成12年条例第3号
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第4条の規定による。 (種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円</p> <p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円</p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 450円</p> <p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円</p> <p>(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料 1件につき 86,000円</p> <p>(8) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が</p> <p>ア 100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円</p> <p>イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件につき 8,600円</p>	

ウ	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき	13,000円
エ	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき	1件につき	35,000円
オ	1万平方メートルを超えるとき	1件につき	43,000円
(9)	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明申請手数料 1件につき 1,300円		
(10)	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1頭につき 3,000円		
(11)	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき550円		
(12)	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき1,600円		
(13)	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 1頭につき340円		
(14)	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 3,400円		
(15)	租税公課に関する証明手数料 1件につき 300円		
(16)	土地、建物、船車その他動産、不動産に関する証明手数料 1件につき 300円		
ただし、土地は5筆までを1件とし、6筆以上1筆を加えるごとに50円を加え、建物の3棟までを1件とし、4棟以上1棟を加えるごとに50円を加える。			
(17)	資産に関する証明手数料 1件につき 300円		
(18)	営業に関する証明手数料 1件につき 300円		
(19)	法人に関する証明手数料 1件につき 300円		
(20)	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 1件につき 300円		
(21)	住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1件につき 300円		
(22)	住民票の閲覧手数料 1件につき 300円		
(23)	身分(身元)に関する証明手数料 1件につき 300円		
(24)	在学、修学に関する証明手数料 1件につき 300円		
(25)	印鑑登録に関する証明手数料 1件につき 300円		
(26)	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本に関する証明手数料 1件につき 300円		
(27)	公簿、公文書又は図面の閲覧照合手数料 1件につき 300円		
(28)	印鑑登録証亡失届による印鑑登録証の再発行手数料 1件につき 300円		
(29)	その他諸証明手数料 1件につき 300円		
2	前項に掲げる数種類を一括して1枚の証明を交付する場合は、各種類ごとに1件とし、2人以上列記して1通の証明書を交付する場合は、1人1種類ごとに1件とし、同一種類2通以上を交付する場合には、1通ごと1件として手数料を徴収する。 (徴収)		
第4条 手数料は、申請のときこれを徴収する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町手数料徴収条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (過料)</p> <p>第8条 手数料の徴収に関する手続きに違背した者には、次項に定めるものを除くほか、5万円以下の過料を科する。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する条例 第4条第2項		
例規番号	昭和47年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可及び取消等)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、木曾岬町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号の1に該当すると認められるときは、公民館の使用を許可せず、又は許可を取り消す。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他、委員会が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する条例 第5条第1項本文		
例規番号	昭和47年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 公民館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により公民館を使用することができなくなったとき、又は委員会において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する規則 第10条		
例規番号	平成22年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入場制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号の1に該当するものに対して入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1) 伝染性の疾病のある者</p> <p>(2) 酒気を帯びている者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町ふるさと創生ホールの設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成元年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 町長は、次の各号の1に該当する場合には、創生ホールの使用許可を取消し、使用を制限又は停止させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とした使用であると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の徴収										
例規名 根拠条項	木曾岬町ふるさと創生ホールの設置及び管理に関する条例 第5条第1項本文										
例規番号	平成元年条例第8号										
<p>【基準】</p> <p>第5条及び別表の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 創生ホール使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用する時、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により、創生ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>自 午前9時 至 正午</td> <td>自 正午 至 午後5時</td> <td>自 午後5時 至 午後10時</td> <td>自 午前9時 至 午後5時</td> </tr> <tr> <td>600円 (800)</td> <td>900円 (1,100)</td> <td>1,200円 (1,500)</td> <td>1,500円 (1,900)</td> </tr> </table> <p>(注) 冷暖房使用の場合は()の金額とする。 (注) 文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等で使用する場合は、上表によらず一律100円/時間とする。</p>				自 午前9時 至 正午	自 正午 至 午後5時	自 午後5時 至 午後10時	自 午前9時 至 午後5時	600円 (800)	900円 (1,100)	1,200円 (1,500)	1,500円 (1,900)
自 午前9時 至 正午	自 正午 至 午後5時	自 午後5時 至 午後10時	自 午前9時 至 午後5時								
600円 (800)	900円 (1,100)	1,200円 (1,500)	1,500円 (1,900)								
備考											
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日								

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町民ホールの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成29年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、町民ホールの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等の法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められたとき。 (3) 営利を目的とした使用であると認められたとき。 (4) 管理上支障があると認められたとき。 (5) その他使用させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収			
例規名 根拠条項	木曾岬町民ホールの設置及び管理に関する条例 第7条第1項本文			
例規番号	平成29年条例第22号			
【基準】				
第7条及び別表の規定による。 (使用料)				
第7条 町民ホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料をあらかじめ納めなければならない。ただし、町又は木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。				
2 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責めに帰する事がない理由により、町民ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。				
別表(第7条関係)				
1 使用料金表 (単位:円)				
利用区分	使用料の額			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時
町民ホール	2,100 (3,000)	2,800 (4,000)	2,800 (4,000)	7,200 (10,800)
備考 冷暖房実施期間中についてはカッコ内の金額とする。				
2 文化協会加盟団体使用料 (単位:円)				
使用時間	使用料の額	冷暖房使用料		
全日(午前9時～午後9時まで)	1時間当たり 300円	1時間当たり 300円		
備考				
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日	

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退館命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成29年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 危険物、他人の迷惑になる物品又は動物の類(盲導犬、介助犬等を除く。)を携行している者</p> <p>(3) 感染性疾患があると認められる者</p> <p>(4) 酒気を帯びている者又は館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(5) 営利行為をする者</p> <p>(6) その他管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	中止命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 第16条		
例規番号	平成29年教育委員会規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。 (利用の中止)</p> <p>第16条 館長は、多目的室の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止を命じることができる。</p> <p>(1) 社会教育団体が行う組織的な教育活動と目的を異にするとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) 施設を損傷するおそれがあるとき。 (5) その他管理上支障があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例 第6条		
例規番号	昭和55年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の1に該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。 (3) その他、教育委員会において特に必要があると認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収	
例規名 根拠条項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例 第7条第1項本文	
例規番号	昭和55年条例第9号	
【基準】		
第7条の規定による。		
(使用料)		
第7条 体育館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。		
2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。		
(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。		
(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。		
別表(第7条関係)		
使用料金表		
1 町民スポーツ愛好者グループ使用料		
使用時間	室料	電気料
午前(午前8時30分から正午まで)	無料	1時間あたり200円
午後(午後1時から午後4時30分まで)	無料	
夜間(午後5時30分から午後9時まで)	400円	
全日(午前8時30分から午後9時まで)	600円	
2 事務所・工場等団体使用料		
(1) 平日		
使用時間	室料	電気料
午前(午前8時30分から正午まで)	600円	1時間あたり300円
午後(午後1時から午後4時30分まで)	600円	
夜間(午後5時30分から午後9時まで)	800円	
全日(午前8時30分から午後9時まで)	1,800円	
(2) 土曜・日曜・祭日		
使用時間	室料	電気料
午前(午前8時30分から正午まで)	1,200円	1時間あたり300円
午後(午後1時から午後4時30分まで)	1,200円	
夜間(午後5時30分から午後9時まで)	1,200円	
全日(午前8時30分から午後9時まで)	4,000円	
3 文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等使用料		
使用時間	室料	電気料
全日(午前8時30分から午後9時まで)1時間あたり	100円	無料
4 冷暖房使用を許可したときは、冷暖房料金として室料の100分の300に相当する使用料を加算するものとする。ただし、文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等で使用する場合は無料とする		

備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退場命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例施行規則 第12条		
例 規 番 号	昭和55年教育委員会規則第6号		
【基準】			
第12条の規定による。 (入場制限)			
第12条 教育委員会は、次の各号の1に該当するものに対して入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。			
(1) 伝染性の疾病のある者			
(2) 酒気を帯びている者			
(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者			
(4) 管理上必要な指示に従わない者			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和52年条例第30号		
【基準】			
第7条、別表第1及び別表第2の規定による。 (使用料)			
第7条 次の各号に掲げる者は、別表第2により同表に定める使用料を前納しなければならない。			
(1) 住民以外で第3条の施設を利用する者			
(2) 第4条第1項各号に規定する行為をする者			
別表第1(第2条関係)			
	種目	名称	位置
	野球場	木曾川グラウンド	三重県桑名郡木曾岬町大字加路戸地先
	多目的球技場	木曾川グラウンド	同上
	ソフトボール場	鍋田川グラウンド	三重県桑名郡木曾岬町大字新加路戸
	テニス場	鍋田川グラウンド	同上
	ゲートボール場	西部グラウンド	三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地
別表第2(第7条関係)			
球技場使用料			
	区分		金額
球技場場所	球技種目	使用区分	(1時間)円
木曾川球技場	野球場	町内者 対 町外者 (町外者が半数以下)	300
		町外者	600
	多目的球技場	町内者 対 町外者 (町外者が半数以下)	300
		町外者	600
鍋田川球技場	ソフトボール場	町内者 対 町外者 (町外者が半数以下)	300
		町外者	600
	テニス場1面	町内者 対 町外者 (町外者が半数以下)	200
		町外者	300
備考			

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例規番号	昭和52年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第11条 委員会は、次の各号の1に該当する者に対して、この条例の規定により許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復若しくは球技場からの退去を命ずるとともに今後の使用を許可しないことがある。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他の不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 委員会は、次の各号の1に該当するときは、前項に規定する必要な措置をとることができる。</p> <p>(1) 球技場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 球技場の保全又は住民の利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 球技場の管理上の理由以外の理由に基づく、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町立学校施設の開放に関する条例 第7条		
例規番号	平成3年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の1に該当する場合は、使用の許可を取り消し又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。 (3) その他、教育委員会において特に必要があると認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収																			
例規名 根拠条項	木曾岬町立学校施設の開放に関する条例 第8条第1項本文																			
例規番号	平成3年条例第22号																			
<p>【基準】</p> <p>第8条及び別表の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 開放施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開放施設</th> <th>使用区分</th> <th>施設使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木曾岬小学校校庭</td> <td>8:30~17:00</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>17:00~21:00</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>木曾岬小学校ふれあいホール</td> <td>8:30~21:00</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>木曾岬中学校武道館</td> <td>8:30~21:00</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>木曾岬中学校体育館</td> <td>8:30~21:00</td> <td>木曾岬町体育館使用料金の半額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>1 冷暖房使用を許可したときは、冷暖房料金として使用料の100分の300に相当する使用料を加算するものとする。ただし、文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等で使用する場合は無料とする。</p> <p>2 文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、上表によらず一律100円/時間とする。ただし、小学校校庭の昼間は無料とする。</p>				開放施設	使用区分	施設使用料	木曾岬小学校校庭	8:30~17:00	無料	17:00~21:00	1回につき1,000円	木曾岬小学校ふれあいホール	8:30~21:00	1回につき1,000円	木曾岬中学校武道館	8:30~21:00	1回につき1,000円	木曾岬中学校体育館	8:30~21:00	木曾岬町体育館使用料金の半額とする。
開放施設	使用区分	施設使用料																		
木曾岬小学校校庭	8:30~17:00	無料																		
	17:00~21:00	1回につき1,000円																		
木曾岬小学校ふれあいホール	8:30~21:00	1回につき1,000円																		
木曾岬中学校武道館	8:30~21:00	1回につき1,000円																		
木曾岬中学校体育館	8:30~21:00	木曾岬町体育館使用料金の半額とする。																		
備考																				
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日																	

ID: 75

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町立福祉・教育センターの設置及び管理に関する条例 第6条第2項		
例規番号	昭和58年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可及び取消し等)</p> <p>第6条 センターを占有して使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号の1に該当すると認められるときは、センターの使用を許可せず、又は許可を取消す。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他町長が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用料の徴収																																
例規名 根拠条項	木曾岬町立福祉・教育センターの設置及び管理に関する条例 第7条第1項																																
例規番号	昭和58年条例第3号																																
<p>【基準】 第7条及び別表第2の規定による。 (使用料) 第7条 センターの使用の許可を受けた者は、別表第2のとおり使用料を使用室ごとに納付するものとする。 2 町長が、特に必要と認めるときは、前項に定める使用料を減額又は免除することができるものとする。 3 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責に帰することのできない理由によりセンターを使用することができなくなったとき、又は町長において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">使用料金表(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>室名</th> <th>自 午前9時 至 正午</th> <th>自 正午 至 午後5時</th> <th>自 午前9時 至 午後5時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>800 (1,000)</td> <td>1,000 (1,200)</td> <td>1,500 (1,800)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1集会室 (ステージ含む)</td> <td>1,000 (1,200)</td> <td>1,300 (1,600)</td> <td>2,000 (2,500)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>1,000 (1,200)</td> <td>1,300 (1,600)</td> <td>2,000 (2,500)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,000 (1,200)</td> <td>1,300 (1,600)</td> <td>2,000 (2,500)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 冷暖房実施中の場合は()の金額とする。</p>				使用料金表(単位 円)					室名	自 午前9時 至 正午	自 正午 至 午後5時	自 午前9時 至 午後5時	備考	会議室	800 (1,000)	1,000 (1,200)	1,500 (1,800)		第1集会室 (ステージ含む)	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)		第2集会室	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)		研修室	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)	
使用料金表(単位 円)																																	
室名	自 午前9時 至 正午	自 正午 至 午後5時	自 午前9時 至 午後5時	備考																													
会議室	800 (1,000)	1,000 (1,200)	1,500 (1,800)																														
第1集会室 (ステージ含む)	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)																														
第2集会室	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)																														
研修室	1,000 (1,200)	1,300 (1,600)	2,000 (2,500)																														
備考																																	
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日																														

ID: 80

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	補助金の返還命令		
例規名 根拠条項	心配ごと相談事業の補助に関する条例 第6条		
例規番号	昭和39年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (補助金の返還)</p> <p>第6条 町長は、補助金の交付を受けた協議会が補助金の使用について、次の各号の1に該当すると認めた場合には、補助金の交付を取り消し、若しくはその全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条の規定による補助の条件に違反したとき。 (2) 前条の規定に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 住民課

処分の概要	損害賠償との調整		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成13年条例第13号		
【基準】			
第12条の規定による。 (損害賠償との調整)			
第12条 町長は、受給資格者又は保護者等が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費及び証明書料の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 住民課

処分の概要	福祉医療費の返還		
例規名 根拠条項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例 第13条		
例規番号	平成13年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (福祉医療費の返還)</p> <p>第13条 町長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費及び証明書料の助成を受けた者があるときは、その者から、すでに助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 町長は、受給資格者又は保護者等が、高額介護合算療養費の支給を受けたときは、その支給を受けた額の範囲内において、すでに助成した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 総務政策課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例 第7条		
例規番号	平成6年条例第24号		
【基準】 第7条の規定による。 (助成金の返還) 第7条 町長は、偽りその他の不正行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町学童保育所条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第3号		
【基準】			
<p>第5条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (入所の不許可等)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可せず、若しくは入所の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。</p> <p>(1) 当該学童保育所の定員に余裕のないとき。 (2) 保護者が第7条に規定する利用料金を滞納したとき。 (3) 児童が第3条の規定に該当せず、又は該当しなくなったとき。 (4) その他管理運営上、不適切と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	利用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町学童保育所条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用料金)</p> <p>第7条 児童の保護者は、前条の規定により学童保育所の運営の委託を受けた運営受託者に学童保育所の入所に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、運営受託者があらかじめ町長の承認を得て定める。</p> <p>3 運営受託者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	運営の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町学童保育所条例施行規則 第9条		
例規番号	平成18年規則第10号		
【基準】			
第9条の規定による。 (運営の取消し等)			
第9条 町長は、運営受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営の停止又は取消しをすることができる。			
(1) 目的以外の利用又は転貸したとき。			
(2) この規則に違反したとき。			
(3) その他運営上支障があると町長が認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	利用者負担額の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町立認定こども園条例 第5条		
例規番号	平成30年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (利用者負担額)</p> <p>第5条 町長は、本町の設置するこども園において特定教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者(支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)(本町の教育・保育給付認定を受けた者に限る。)から、支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として、規則で定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>2 町長は、本町の設置するこども園において特定教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者(本町以外の市町村(特別区を含む。))の教育・保育給付認定を受けた者に限る。)から、当該教育・保育給付認定を行った市町村の定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>3 町長は、本町の設置するこども園において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項第1号の措置により保育を受けた児童又はその扶養義務者から、保育の実施に要する費用(同法第51条第4号に規定する費用をいう。)を限度として、規則で定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第13号		
【基準】 第5条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 保険料の納税義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき木曾岬町税条例(昭和37年木曾岬町条例第4号。以下「税条例」という。)第19条及び税条例附則第3条の2に規定する延滞金の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収することができる。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第7条から第9条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第7条 木曾岬町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第8条 木曾岬町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(木曾岬町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	受診命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町心身障害者福祉年金の支給に関する条例 第7条		
例規番号	昭和47年条例第20号		
【基準】 第7条の規定による。 (受診命令) 第7条 町長が必要と認めたときは、障害者又は介助者に対し、心身障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	受給権の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町心身障害者福祉年金の支給に関する条例 第8条		
例規番号	昭和47年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (受給権の取消し等)</p> <p>第8条 障害者又は介助者が、次の各号のいずれかに該当したときは、年金の支給を取り消し、又は既に支給した年金の返還をさせることができる。</p> <p>(1) 不正の方法により年金の支給を受けたとき。</p> <p>(2) その他年金の支給が不相当と町長が認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 住民課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第25条		
例規番号	昭和41年条例第13号		
【基準】 第25条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通について80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第26条第1項		
例規番号	昭和41年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第26条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第26条 保険料の納税義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき木曾岬町税条例(昭和37年条例第4号。以下「税条例」という。)第19条及び税条例附則第3条の2に規定する延滞金の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収することができる。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第29条から第31条まで		
例規番号	昭和41年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第29条から第32条までの規定による。</p> <p>第29条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定により届出をせず、若しくは虚偽の届をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第30条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第31条 この町は、偽りその他不正行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第32条 前3条の過料の額は情状により町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第9条		
例規番号	平成12年条例第12号		
【基準】 第9条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第9条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第10条第1項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び附則第6条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第10条 保険料の納付義務者は、第3条に規定する納期の末日(以下「納期限」という。)後にその保険料を納付する場合には、その納付する保険料の額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて当該保険料の額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な事情があると認める者について、第1項の延滞金を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、木曾岬町税条例(昭和37年木曾岬村条例第4号)附則第3条の2を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日